

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	指定病院等の指定の取り消し	
根拠法令・条項	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9 <small>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(平成8年3月21日 厚生省告示第90号)</small> 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について(平成8年3月21日 健医発第325号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2 特定病院の認定等について(平成18年9月29日 障精発第0929001号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7 <small>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和63年4月8日 厚生省告示第127号)</small> 応急入院指定病院の指定等について(平成12年3月30日 障精第23号)</p>	
所 管 課	健康福祉局 健康部 精神保健課	
処 分 基 準	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・設 定</div> <div>・設定できない</div> <div>・基準を公開できない</div> </div> <p>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)</p> <p>指定病院の指定取り消し： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(平成8年3月21日 厚生省告示第90号)に適合しなくなったと認められる場合には、指定の取り消しを行う。</p> <p>特定病院の認定取り消し： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2の認定基準に適合しないと認められる場合には、認定の取り消しを行う。</p> <p>応急入院指定病院の指定取り消し： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月8日厚生省告示第127号）に適合しないと認められる場合には、指定の取り消しを行う。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・聴 聞</div> <div>・弁 明</div> </div>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準

(平成八年三月二十一日)

(厚生省告示第九十号)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)第十九条の八の規定に基づき、厚生大臣の定める指定病院の基準を次のように定め、平成八年四月一日から適用する。ただし、地域(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第一号の区域をいう。)において次の基準に適合する複数の精神病院が無い場合にあつては、法第二十九条第一項の規定により入院する者(以下「措置入院者」という。)に対する医療及び保護のために指定する必要があると認められる精神病院については、第一号の基準を適用しないことができるものとし、平成八年三月三十一日において現に指定病院の指定を受けている精神病院については、平成十一年三月三十一日まで、同号の基準を適用しないことができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準

(平一二厚告五三一・題名追加)

- 一 次の掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。
 - 1 医師の数が、入院患者の数を三、外来患者の数を二・五をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。
 - 2 医師のうち二名以上は、常時勤務する法第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医であること。
 - 3 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 二 精神病床の数が五十床以上であること。ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するために十分な体制を有する病院であつて二十床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りでない。
- 三 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。

改正文 (平成一二年一二月二八日厚生省告示第五三一号) 抄

平成十三年一月六日から適用する。

改正文 (平成一四年二月二一日厚生労働省告示第三〇号) 抄

平成十四年三月一日から適用する。

改正文 (平成一八年二月一日厚生労働省告示第一二号) 抄

平成十八年三月一日から適用する。ただし、平成二十三年二月二十八日までの間は、当該指定に係る精神病院の看護師その他の従業者の人員の基準については、こ

の告示による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準第一号3の規定にかかわらず、当該精神病院の療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数（ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者とすることができる。）を満たすこととすることができる。改正文（平成二〇年三月二七日厚生労働省告示第一三一号）抄

平成二十年四月一日から適用する。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（抜粋）

（昭和二十五年六月二十四日）

第五条の二 法第二十一条第四項の厚生労働省令で定める精神科病院の基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十三条の七第一項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。
- 二 地方公共団体の救急医療（精神障害の医療に係るものに限る。）の確保に関する施策に協力して、休日診療及び夜間診療を行っていること。
- 三 二名以上の常時勤務する指定医を置いていること。
- 四 法第二十一条第四項後段の規定による措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。
- 五 精神科病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準

(昭和六十三年四月八日)
(厚生省告示第百二十七号)

精神保健法(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条の四第一項の規定に基づき、厚生大臣の定める基準を次のように定め、昭和六十三年七月一日から適用する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準

(平一二厚告一〇六・題名追加、平一二厚告五三四・平二六厚労告七八・改称)

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。)第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医一名以上及び看護師その他の者三名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、法第三十三条の七第一項第一号に掲げる者及び法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。))に対して診療応需できる態勢を整えていること。

二 当該精神科病院の病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。ただし、地域における応急入院者等に係る医療及び保護を提供する体制の確保を図る上でやむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。

三 応急入院者等のための病床として、第一号に規定する日に、一床以上確保していること。

四 応急入院者等の医療及び保護を行うにつき必要な検査が速やかに行われる体制にあること。

五 法第三十三条の七第二項後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

ロ 当該精神科病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

改正文 (平成七年六月二八日厚生省告示第一三四号) 抄

平成七年七月一日から適用する。

改正文 (平成八年三月二一日厚生省告示第九一号) 抄

平成八年四月一日から適用する。

改正文 (平成一二年三月三〇日厚生省告示第一〇六号) 抄

平成十二年四月一日から適用する。

改正文 (平成一二年一二月二八日厚生省告示第五三四号) 抄

平成十三年一月六日から適用する。

改正文 (平成一四年二月二一日厚生労働省告示第二九号) 抄

平成十四年三月一日から適用する。

改正文 (平成一八年二月一日厚生労働省告示第一三号) 抄

平成十八年三月一日から適用する。ただし、平成二十三年二月二十八日までの間は、当該指定に係る精神病院の看護師その他の従業者の基準については、この告示による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準第二号本文の規定にかかわらず、当該精神病院の療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもって除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数(ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。)から減じた数を看護補助者とすることができる。)を満たすこととすることができる。

改正文 (平成一八年九月二九日厚生労働省告示第五六九号) 抄

平成十八年十月一日から適用する。

改正文 (平成一八年一二月二二日厚生労働省告示第六六〇号) 抄

平成十八年十二月二十三日から適用する。

改正文 (平成二六年三月一四日厚生労働省告示第七八号) 抄

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から適用する。